

台風や地震に対する非常措置についてのお知らせ

平素は、本校教育の進展に多大なるご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、台風等により京都市（テレビ・ラジオでは、「京都南部」または、「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報（大雨、暴風など）」または「暴風警報」が発令されたり、京都市において「震度5弱以上の地震」があった場合には、下記のような措置をとりますので、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道に十分注意してください。

また、本紙を保存いただき、その際にはご確認の程をお願いします。

記

1 特別警報が発令された場合

- 登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは『命を守る行動』をとることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置をとります。

特別警報解除の時刻等	措置（登校時刻等）	給食の有無
午前0時までに解除になった場合	5校時から授業（12：55登校）	無
午前0時現在、特別警報発令中の場合	臨時休業	無

- 在校中に発令された場合は、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととします

2 暴風警報が発令された場合

- 登校前に発令された場合は、「暴風警報」が解除されるまでは登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置をとります。

暴風警報解除時刻	措置（登校時刻等）	給食の有無
午前 7時までに解除になった場合	平常授業（8：30登校）	有
午前 9時までに解除になった場合	3校時から授業（10：35登校）	有
午前 11時までに解除になった場合	5校時から授業（13：10登校）	無
午前 11時現在、警報発令中の場合	臨時休業	
土曜日、日曜日、祝日及び長期休業中に発令された場合（部活動等）	①午前 7時までに解除 → 予定通りの活動 ②午前 11時までに解除 → 午後からの活動 ③午前 11時現在も発令中 → すべての活動中止	

- 下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況、ご家庭の状況などに十分に配慮し、授業を中止する・帰宅させるなどを決定します。

3 震度5弱以上の地震が発生した場合

- 京都市内において震度5弱以上の地震が発生した場合は、次の登校日を臨時休業とします。
- 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校や近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

下校後、午前0時までに発生した場合	翌日を臨時休業
午前0時以降に発生した場合	当日を臨時休業
休業日、休業前日に発生した場合	原則として休業明けの日を臨時休業

- 在校中に発生した場合は、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととします。
(例：金曜日の下校後に震度5弱以上の地震が発生した場合は、翌月曜日は臨時休業とする。)

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。